

第 358 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 358 回三木市議会（令和 2 年 6 月 4 日開会）に提出する議案 11 件（条例関係 5 件、補正予算関係 4 件、その他 2 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 31 号議案 三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則の改正をふまえ、所要の改正を行う。

イ 改正内容

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員の感染症防疫手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。

ウ 施行期日

公布の日（令和 2 年 1 月 27 日適用）

(2) 第 32 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図ることを目的とした地方税法の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 市税共通

事業収入等が減少した場合の徴収猶予の特例が創設され、法が条例に委任する事項について規定する。

(イ) 市民税関係

a 所得割の納税義務者が一定の入場料金等の払戻請求権を放棄した場合に、放棄した払戻請求権の価格に相当する金額（20 万円を上限）を寄附したも

のとみなして寄附金税額控除の対象とする。

- b 所得割の納税義務者が、令和 2 年中の所得税につき、法に規定する条件に該当する場合の住宅借入金等特別税額控除の特例として適用期間を令和 16 年まで延長する。

(ウ) 固定資産税関係

- a 中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する償却資産及び事業用家屋に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の課税標準について、事業収入等の減少の程度に応じて 2 分の 1 又は全額を軽減する。
- b 中小事業者等が令和 3 年 3 月 31 日までに生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物の課税標準額について、課税されることとなった年度から 3 年度間零とする。

(エ) 軽自動車税環境性能割関係

軽自動車税環境性能割の税率を 1% 分軽減する特例措置の適用期間を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

ウ 施行期日

公布の日（上記イ(イ)については、令和 3 年 1 月 1 日施行）

(3) 第 33 号議案 三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図ることを目的とした地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方税法を引用している規定について、条の追加及び条ずれ等整理を行う。

ウ 施行期日

公布の日（一部は、令和 3 年 1 月 1 日施行）

(4) 第 34 号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、マイナンバーを通知する「通知カード」が廃止されるため、再発行に係る手数料の規定を整

理する必要があるため。

イ 改正内容

三木市手数料条例について、通知カードの再発行手数料についての規定を削る。

ウ 施行期日

公布の日

(5) 第 35 号議案 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、三木市福祉医療費助成条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

低所得者判定基準における合計所得額金額から公的年金等の所得を控除する規定を追加する。

ウ 施行期日

令和 2 年 7 月 1 日

2 指定管理者の指定

(1) 第 36 号議案 指定管理者の指定について（都市政策課）

有料スポーツ施設について、管理を行う指定管理者を定めることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

3 補正予算関係 【別添「令和 2 年度 6 月補正予算（案）の概要」参照】

(1) 第 37 号議案 令和 2 年度三木市一般会計補正予算（第 2 号）

(2) 第 38 号議案 令和 2 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

(3) 第 39 号議案 令和 2 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）

(4) 第 40 号議案 令和 2 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

4 財産の取得

(1) 第 41 号議案 財産の取得について（財政課）

高機能消防指令施設を取得するに当たり、予定価格が議会の議決に付すべき基準以上となったので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるもの。

問い合わせ 三木市総合政策部企画政策課
電話 0794-82-2000（内線 2481）